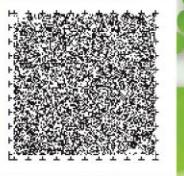


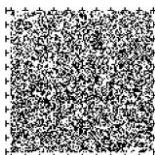
第2期
くるめ
子どもの笑顔プラン



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的.....	1
2 位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 計画の基本的な考え方.....	2
1 基本理念	2
2 基本目標	3
3 施策の体系	4
第3章 施策の内容.....	5
基本目標1 安心して生み 育てられる環境づくり	5
基本目標2 子ども・子育てを支え合う地域づくり	9
基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり	12
第4章 子ども・子育て支援事業計画	16
1 児童人口の推計	16
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	17
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	28
第5章 計画の推進	37
1 計画の推進体制	37
2 計画の進捗管理と点検・評価	37
3 関係団体等との連携・協働	37
資料編	38
1 人口等の状況	38
2 各種調査結果の概要	44
3 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	50
4 計画策定の経緯等	51

本計画は、音声コード（ユニボイス）を使用し、活字文書読み上げ装置やスマートフォン等のアプリを利用し、読み取ることができます。ただし、音声コードには文字数制限がありますので、内容は要約・省略をしております。また、機種によっては正しい読み上げが出来ない場合がありますので、ご了承ください。



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

現在の子どもを取り巻く環境は、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化、人口減少に伴う地域間の偏在などを受け、家庭や地域の子育て力や教育力の低下が懸念されています。

こうした背景のもと、誰もが安心して子育てができ、全ての子どもが夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

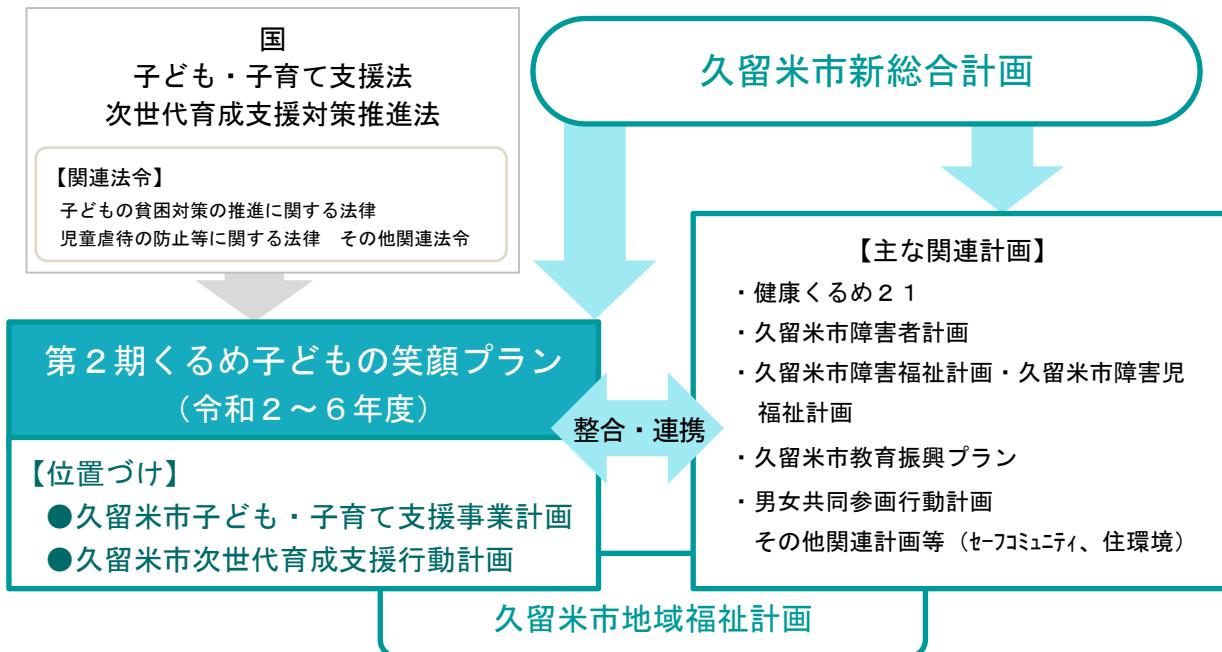
こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、計画を策定します。

2 位置づけ

この計画は、「久留米市新総合計画」に即した子ども・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

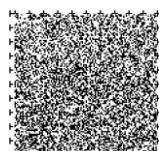
なお、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一部含むものとします。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 //

(1) 基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を社会全体で守っていきます。子どもの育ちや子育てを社会全体で支援し、地域で支え合い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。こうしたことにより、全ての子どもが夢や希望をもって成長できるまちを目指し、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として、子ども・子育て支援に取り組みます。

(2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、次の4つを基本視点とします。

① 子どもの幸せを最優先する

子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重するという基本的認識のもとに、生まれた環境に左右されず、全ての子どもが夢や希望をもって成長できる環境の整備に取り組みます。

② 子どもと子育て家庭を社会全体で支える

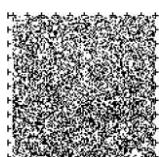
保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であることを前提としつつ、子どもと子育て家庭の支援に、地域や事業所、行政など様々な主体が協働して取り組みます。

③ 子育て家庭の多様化・複雑化した課題に対応する

様々な困りごとを抱える子育て家庭が、必要な支援につながることができるようにしきみづくりに取り組みます。また、支援者の連携・協力、事業や制度の連携により包括的な相談体制を構築し、支援の狭間をつくらないよう取り組みます。

④ 利用者の視点に立った切れ目なく質の高い支援を行う

結婚から子育て期までの、それぞれのライフステージにおいて発生する様々な不安や負担感を緩和し、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない質の高い支援に取り組みます。



2 基本目標 ///

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の3つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

基本目標1 安心して生み 育てられる環境づくり

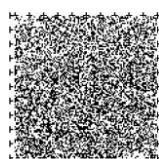
子どもの健やかな成長のためには、安心して子どもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育ニーズの増加、子育て家庭の状況に応じた不安や悩み、子育て支援ニーズの多様化などに対応できる施策の充実を図ります。

基本目標2 子ども・子育てを支え合う地域づくり

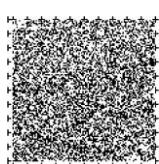
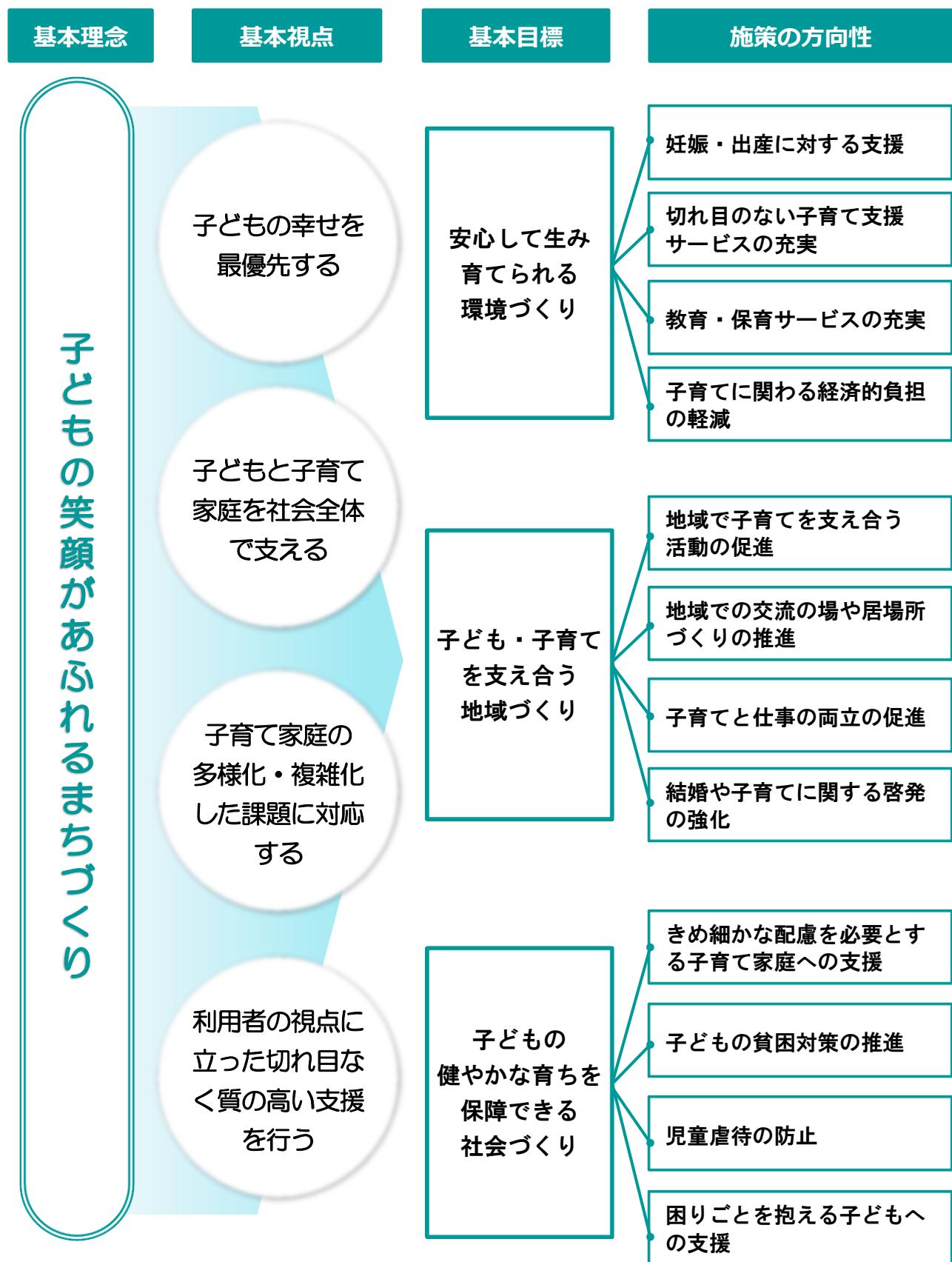
子育ては家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が必要です。地域で支え合える環境や社会全体の支援の中で妊娠・出産・子育てができる、子どもや子育て家庭が孤立しない地域づくりや啓発を行います。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、全ての子どもが夢や希望をもって成長できる環境が必要です。子どもの育ちに困難を抱える家庭へのきめ細かな支援や子どもの育ちを地域で見守る環境づくりを行います。



3 施策の体系



第3章 施策の内容

基本目標1 安心して生み 育てられる環境づくり

■ 成果指標

成果指標	現状値	目標値 (令和6年度)
子育てしやすいまちと思う人の割合	75.0% (令和元年度)	80.0%
待機児童数	54人 (令和元年度)	0人

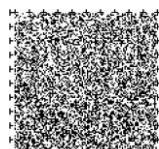
■ 施策の方向性

(1) 妊娠・出産に対する支援

子どもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。
新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。
産後ケア事業	心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの産後4か月未満の産婦を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。
産婦健康診査事業	産後うつを発症しやすい産後の初期段階において、母親の心身の健康状態や子どもの発育状況を確認する産婦健康診査について、受診費用を助成する。
妊娠期・出産後の健康教育・相談	妊娠期に沐浴や父親の妊婦体験などを行い、不安の解消を図るためにマタニティ教室を実施するとともに、出産後に健康や子育てに関する悩みを軽減するための相談会を開催する。
エンゼル支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。

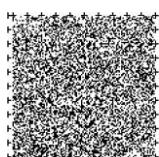


(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況や子どもの成長段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組みます。また、こども子育てサポートセンターを充実し、利用者が身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育て世代包括支援事業	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。
地域子育て支援拠点事業	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者を対象に、赤ちゃんへの語りかけの大切さを伝え、絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントなどを行い、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりを行う。
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
病児保育事業	子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人の相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病や出張、冠婚葬祭等により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する（ショートステイ、トワイライトステイ）。
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が実施する事業費の一部を構成市として負担することにより、久留米広域小児救急センターを開設し、夜間の小児初期救急診療を実施する。

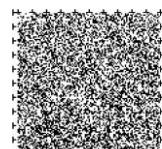


(3) 教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加や就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化など社会環境や制度の変化に対応し、保育所や幼稚園、認定こども園等の需要に対する必要な供給量を確保します。供給量の確保にあたっては、受入体制の充実や保育士人材の確保など実効性のある待機児童対策にさらに取り組むとともに、質の高い教育・保育の取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
私立保育所等施設整備事業	教育・保育ニーズに対応する必要な受け皿の確保と保育施設の環境改善を図るための、保育所や認定こども園の増改築等に対し、その経費の一部を助成する。
待機児童対策事業 (送迎保育ステーション)	送迎保育ステーションを市中心部に設置し、空き定員のある保育施設へバスで送迎する保育サービスを充実し、市中心部に偏る保育ニーズの分散を図る。
待機児童対策事業 (人材確保)	保育士等の処遇改善を進めるほか、保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介や、保育士への就職支援及び保育所等の人材確保に対する助成を行い、保育士確保に取り組む。
延長保育事業	保育所・認定こども園において、通常の開所時間（11時間）を超えて子どもの預かりを行い、保護者の就労等の支援を行う。
一時預かり事業 (再掲)	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が必要な場合に児童を預かる休日保育実施保育所等を支援する。
障害児保育の推進	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
幼保小連携の推進	保育所、幼稚園、認定こども園といった就学前に通う施設と小学校の連携強化に努め、合同研修会の開催や各校区の取組をプロジェクト単位で共有化するなど、保育教育の一貫性を目指してより効果的な取組を進める。
保育所・認定こども園職員研修事業	教育・保育施設の職員を対象とする研修を実施し、職員の専門性を高め、保育の質の向上を図る。

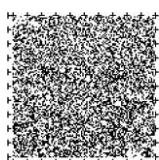


(4) 子育てに関する経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額を無償化とともに、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設等の利用者へ利用料の給付を行う。
補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。
児童手当の支給	15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。
子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に対し、手当を支給する。
重度障害児（者）医療費の助成	3歳以上の障害児（者）又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費の一部を助成する。
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。
奨学金の支給	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対し久留米市奨学金を給付する。
みなし寡婦（夫）控除	未婚で18歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の寡婦（夫）控除等が適用されるものとみなして、利用料の軽減等を行う。
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るために、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。



基本目標2 子ども・子育てを支え合う地域づくり

■ 成果指標

成果指標	現状値	目標値 (令和6年度)
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	40.8% (令和元年度)	50.0%
子育て中の人人が地域で交流できる場の数	42か所 (令和元年度)	58か所

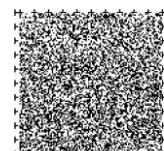
■ 施策の方向性

(1) 地域で子育てを支え合う活動の促進

地域での子ども・子育てを支え合う活動の促進を図るとともに、地域や市民団体等と連携・協働した取組を進めます。また、様々な地域資源と子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てができる環境づくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子育て促進事業	子育てサークルの育成支援に取り組むとともに、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流や自助活動を行う子育てグループの取組に対し支援を行う。
地域での子ども・子育て支援活動の促進	地域で子ども・子育て支援活動に取り組む団体等のネットワーク化を図るとともに、子ども・子育てに関する市の事業との連携を強化し、協働による支え合いの取組を進める。
すくすく子育て21事業	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。
子育て世代包括支援事業（再掲）	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。



(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

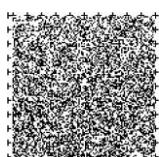
子育て中の保護者が交流できる場の提供や、子育て当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域における子育て家庭や子どもの居場所づくりなどに取り組み、子どもや子育て家庭の孤立化を防ぎます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
地域子育て促進事業（再掲）	子育てサークルの育成支援に取り組むとともに、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流や自助活動を行う子育てグループの取組に対し支援を行う。
すくすく子育て21事業（再掲）	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。
子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。
子どもの体験活動	子ども会活動や各コミュニティセンター等で実施されるチャレンジ子ども土曜塾の支援、生涯学習センターでの体験教室の開催など、小学生や中学生を対象とした体験活動を促進する。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。

(3) 子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。



【主な事業】

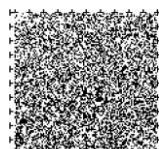
事業名	事業概要
仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰（雇用優良事業所表彰事業）	子育て中の人などが安心して働けるような、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に行っている市内事業所等を表彰する。
子育て中の人のしごと相談カフェ事業	相談員が子育て支援拠点等を巡回し、子育て中の人々に就職やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と就労相談を行う。
ワーク・ライフ・バランス促進事業	働く人の仕事と家庭の両立支援を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援する取組を行う。
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	仕事と家庭生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。
両立支援などに関する広報・啓発	事業所訪問や広報誌などで両立支援や男性の育休取得などに関する広報・啓発を行う。

（4）結婚や子育てに関する啓発の強化

子ども・子育て支援は社会全体で関わることが必要であり、情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業	仕事や結婚・子育てなどライフプランを考える機会を提供するとともに、企業等の結婚・子育てに対する理解を促し、結婚や子育ての希望が実現できる環境整備を行う。
子育て支援啓発事業	ホームページやSNSの活用などにより、結婚を希望する人や子育て中の人などに必要な情報提供や情報冊子の配布を行うとともに、男女共同参画による子育ての促進などの啓発を行う。
赤ちゃんの駅登録事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録して情報提供し、乳幼児とその保護者が外出しやすい環境をつくるとともに、社会全体で支援する意識の醸成を図る。



基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

■ 成果指標

成果指標	現状値	目標値 (令和6年度)
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	(小学6年生) ▲3.8% (中学3年生) ▲6.3% 全国(小): 81.2% (中): 74.1% (令和元年度)	小中学校ともに 全国平均以上
子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% (平成29年度)	19.6%

*生活困難世帯…低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如のいずれかに該当する世帯

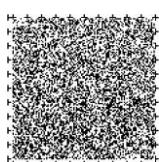
■ 施策の方向性

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かい配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中と修了後に給付金を支給する。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対して、12種類の資金を自立のために貸し付け、一定期間後に、主に月賦で償還を受ける。
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。
母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。



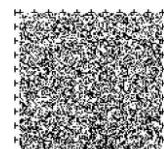
事業名	事業概要
ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊娠産婦を保健師や多胎児育児経験者が訪問し、子育てのアドバイスを行うとともに、多胎児育児の支援サービスを充実し、身体的、精神的負担軽減の取組を行う。
子ども発達支援センター機能整備	発達面で支援が必要な乳幼児を対象に、発達を促すための療育や個別の訓練を行うとともに、必要としている人が支援を受けることができるような相談・療育・訓練の体制を充実する。
障害福祉サービス	障害のある児童の入浴や排泄の介護を行う「居宅介護」、介護を行う家族の疾病等により一時的に自宅介護が困難になった場合の「短期入所」などのサービスを実施する。
障害児通所支援事業	障害のある児童の生活能力の向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」や「児童発達支援事業」などを実施する。
障害児保育の推進（再掲）	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受け入れを推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
外国人の相談支援	必要な妊婦に対し外国語版の母子健康手帳の配布を行うとともに、言語や文化に配慮した相談支援の取組を進める。
外国人等児童生徒サポート事業	日本語理解が困難な児童生徒が在籍する小・中学校にサポートスタッフを配置し、学校生活適応のための支援を行う。

（2）子どもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、子どもたちが社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。



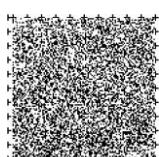
事業名	事業概要
子ども食堂事業 (再掲)	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業 (再掲)	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。
子どもの体験の機会の提供	市や民間団体などが実施する様々な子どもの体験活動事業について、家庭環境に関係なく参加・体験できるしくみをつくる。

(3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困り感に関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
養育環境改善家事援助事業	子どもの養育環境が不適切な家庭に対し、家事援助者を派遣し、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
子育て世代包括支援事業 (再掲)	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目がない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
エンゼル支援訪問事業 (再掲)	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。

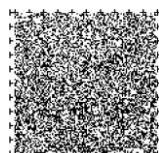


(4) 困りごとを抱える子どもへの支援

関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。また、悩みや困りごとを抱える子どもの相談対応や子どもを取り巻く環境の改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子ども自身への相談対応	こども子育てサポートセンターにおいて、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する電話相談「結らいん」を設置するとともに、児童の困りごとへの相談支援を行う。
非行を生まない社会づくり事業	関係機関や団体と連携し、子どもの安全、非行防止、立ち直り支援についての取組を行い、子どもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。
スクールカウンセラ－活用事業	スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けた支援を行う。
不登校児童対策事業	「らるご久留米」での学習指導や体験活動、臨床心理士によるカウンセリングを通じ、自信の回復を図り、学校復帰を支援する。
小中学校不登校対応総合推進事業	不登校問題の解消を図るために、小学校に生徒指導サポーター、全ての中学校に適応指導教室助手を配置し、きめ細かな支援を行う。
子どものSOSの出し方教育	児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがある時には助けを求めるよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童人口の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計の前提となる就学前児童・小学生の人口について、コーホート変化率法をもとに推計します。

就学前児童人口は、平成28年をピークに減少に転じており、今後も減少していくものと見込まれます。一方、小学生児童人口は、過去5年間上昇し続けており、今後も令和4年まで上昇しますが、その後は減少に転じるものと見込まれます。

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計】

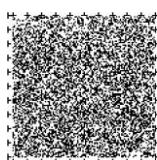
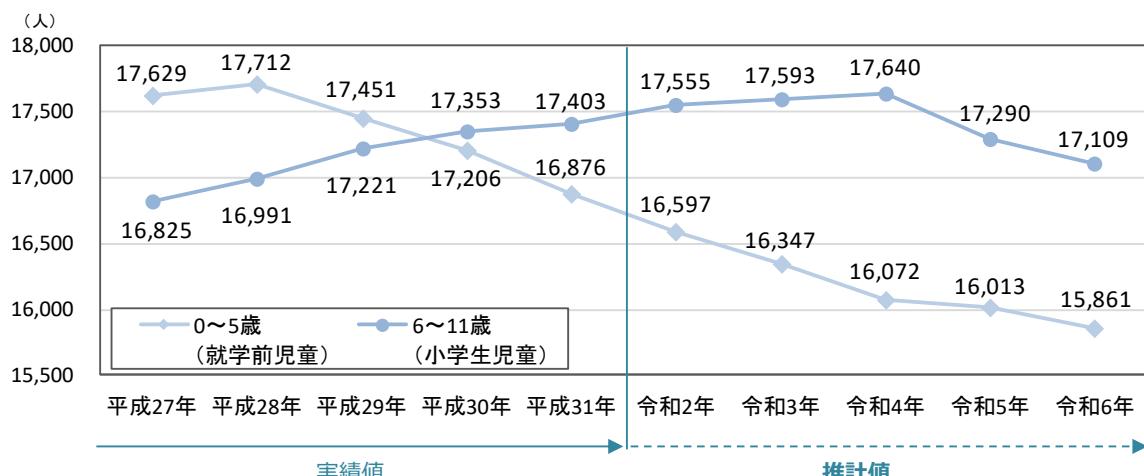
(単位:人)

	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	2,896	2,898	2,691	2,678	2,651	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534
1歳	2,934	2,934	2,939	2,706	2,719	2,688	2,714	2,678	2,645	2,607
2歳	3,006	2,949	2,963	2,937	2,673	2,723	2,692	2,718	2,682	2,649
3歳	2,913	3,002	2,966	2,955	2,926	2,673	2,724	2,693	2,718	2,683
4歳	3,004	2,911	2,992	2,961	2,922	2,915	2,662	2,714	2,682	2,707
5歳	2,876	3,018	2,900	2,969	2,985	2,921	2,914	2,661	2,714	2,681
0～5歳 (就学前児童)	17,629	17,712	17,451	17,206	16,876	16,597	16,347	16,072	16,013	15,861
6歳	2,869	2,852	3,022	2,888	2,915	2,968	2,904	2,897	2,646	2,699
7歳	2,821	2,878	2,868	3,011	2,886	2,922	2,975	2,911	2,904	2,652
8歳	2,870	2,833	2,876	2,866	3,005	2,888	2,924	2,977	2,913	2,906
9歳	2,752	2,876	2,853	2,884	2,874	3,020	2,903	2,939	2,992	2,928
10歳	2,795	2,754	2,867	2,835	2,888	2,872	3,018	2,901	2,937	2,990
11歳	2,718	2,798	2,735	2,869	2,835	2,885	2,869	3,015	2,898	2,934
6～11歳 (小学生児童)	16,825	16,991	17,221	17,353	17,403	17,555	17,593	17,640	17,290	17,109
児童数合計	34,454	34,703	34,672	34,559	34,279	34,152	33,940	33,712	33,303	32,970

※平成27～31年実績値：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

※令和2～6年推計値：コーホート変化率法などによる推計値

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計】



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容 //

(1) 教育・保育提供区域の設定

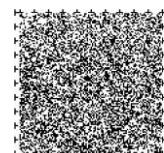
市内の地理的条件や子どもの教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、教育・保育に係る提供区域を下図の7区域で設定します。各区域における量の見込みを算出し、必要な対応策を検討するための区域とします。



【各区域の状況】

(単位：か所)

区域	校区	施設数			
		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
東部	山本・草野・善導寺・大橋・船越・水繩・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈	2	12	0	0
北部	宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島	0	9	2	0
中央部	西国分・莊島・日吉・篠山・京町・南薰・鳥飼・長門石・小森野・金丸	5	20	4	1
中央東部	東国分・御井・合川・山川	1	7	4	0
中央南部	上津・高良内・青峰	1	6	1	1
中央西部	南・安武・荒木・大善寺・津福	3	10	3	0
南西部	城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀬	0	7	3	0



(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

【教育・保育の認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性 ^{※1}	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

※1 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る保護者の就労時間の下限を1月あたり64時間としています。

(3) 保育利用率の設定

3号認定の子どもの保育利用率について、「量の見込み（3号認定の子ども）÷推計人口（0～2歳）」により算出し目標値を設定します。

【保育利用率】

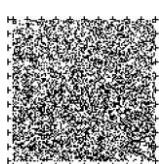
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口（A） (0～2歳)	8,088人	8,047人	8,004人	7,899人	7,790人
量の見込み（B）	4,970人	5,052人	5,072人	5,004人	4,933人
保育利用率の目標値 (B) / (A)	61.4%	62.8%	63.4%	63.3%	63.3%

■ 保育利用率とは、

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

(4) 量の見込み及び対応策の算定に当たっての考え方

推計児童数、保護者の就労状況、これまでの利用実績、幼児教育・保育の無償化の影響に関する利用意向等により、認定区分（1～3号）ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を算出します。なお、量の見込みは、毎年度3月時点の数値を算定します。



(5) 教育・保育に関する量の見込みと対応策

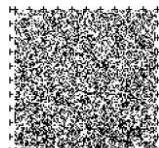
久留米市全体では、「1号認定」については、既に「量の見込み」に対して、十分な「供給量」が確保されています。「2号認定」については、1区域（北部）において不足が生じているものの、他の6区域では「供給量」が確保されています。一方で、「3号認定」において、大幅な不足が生じています。特に0歳児の不足が顕著ですが、これは女性の就業意欲の高まりに伴う共働き家庭の増加によるものと、0歳児の量の見込みは年度末に向かい徐々に増えしていくため、最も多い時期の数値を用いていることが原因であると考えられます。また、区域ごとに見ると、不足が特に多く生じるのが中央部で、この区域で市全体のおよそ4分の1を占めています。

本市では、これまで施設整備による定員増や認可施設の定員増等により量の確保につとめてきました。今後は、認定こども園へのさらなる移行促進を図り、移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り認可・認定を行います。また、保育量の地域格差を是正することを目的に令和元年度から開始した「送迎保育ステーション事業」を活用し、中央部等の対応策の不足分を他区域で対応していきます。さらに、今後は「3号認定」を対象にした事業である「地域型保育事業」等についても検討していく必要があると考えます。

一方で、深刻な保育士不足が原因で十分な受入体制が確保できない施設が多くあることから、更なる保育士確保に向けた取組を進めています。

【教育・保育に関する施設・事業】

施 設		概 要
施設	幼稚園	3歳から小学校以降の教育の基礎を培うための施設のこと。子ども・子育て支援新制度に移行し施設型給付等により運営する園のこと。
	認定こども園	保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設。幼保連携型や幼稚園型などがある。
	保育所	保護者の就労、疾病その他の事由によって保育が必要な乳児、幼児を保育する施設。
確認を受けない幼稚園 (未移行幼稚園)		子ども・子育て支援新制度に移行せず、私学助成等により運営を行う幼稚園のこと。
その他	届出保育施設	保育を行うことを目的とする施設で、市に届出を出し、乳幼児を保育している施設。
	企業主導型保育施設	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業のこと。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができる。
	特定地域型保育事業	少人数で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業のこと。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がある。



市全体

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
			3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
令和2年度	量の見込み(A)		3,183	5,095	1,426
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	420 1,955 4,798	92 380 2,693
		確認を受けない幼稚園	1,835		
		その他※		280	96 236
		市外施設へ	31	39	11 28
		対応策合計	4,241	5,514	983 3,337
	過不足数(B-A)		1,058	419	▲ 443 ▲ 207
令和3年度	量の見込み(A)		3,065	4,996	1,448
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	780 1,925 4,835	399 2,714
		確認を受けない幼稚園	1,475		
		その他※		280	96 236
		市外施設へ	30	38	11 29
		対応策合計	4,210	5,598	998 3,378
	過不足数(B-A)		1,145	602	▲ 450 ▲ 226
令和4年度	量の見込み(A)		2,968	4,852	1,454
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	780 1,925 4,837	399 2,719
		確認を受けない幼稚園	1,475		
		その他※		280	96 236
		市外施設へ	28	37	11 29
		対応策合計	4,208	5,599	1,001 3,383
	過不足数(B-A)		1,240	747	▲ 453 ▲ 235
令和5年度	量の見込み(A)		2,993	4,873	1,437
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	780 1,940 4,781	439 2,688
		確認を受けない幼稚園	1,475		
		その他※		280	96 236
		市外施設へ	28	37	11 29
		対応策合計	4,223	5,603	1,019 3,392
	過不足数(B-A)		1,230	730	▲ 418 ▲ 175
令和6年度	量の見込み(A)		2,972	4,851	1,415
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	780 1,940 4,781	439 2,688
		確認を受けない幼稚園	1,475		
		その他※		280	96 236
		市外施設へ	28	37	11 28
		対応策合計	4,223	5,603	1,019 3,391
	過不足数(B-A)		1,251	752	▲ 396 ▲ 127

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

東部（山本・草野・善導寺・大橋・船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
			3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
令和2年度	量の見込み(A)		179	691	157 388
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	80 0 678	0 0 99 334
		確認を受けない幼稚園	101		
		その他※		18	2 6
		市外施設へ	0	3	1 2
		対応策合計	181	699	102 342
		過不足数(B-A)	2	8	▲55 ▲46
	量の見込み(A)		179	690	160 398
	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	80 0 702	0 0 104 350	
令和3年度	確認を受けない幼稚園		101		
	対応策(B)	その他※		18	2 6
		市外施設へ	0	3	1 3
		対応策合計	181	723	107 359
		過不足数(B-A)	2	33	▲53 ▲39
	量の見込み(A)		161	621	160 398
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	80 0 702	0 0 104 350
		確認を受けない幼稚園	101		
		その他※		18	2 6
		市外施設へ	0	3	1 2
		対応策合計	181	723	107 358
		過不足数(B-A)	20	102	▲53 ▲40
令和5年度	量の見込み(A)		165	637	157 389
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	80 15 642	0 60 15 40 89 310
		確認を受けない幼稚園	101		
		その他※		18	2 6
		市外施設へ	0	3	1 3
		対応策合計	196	723	107 359
		過不足数(B-A)	31	86	▲50 ▲30
	量の見込み(A)		167	646	154 382
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	80 15 642	0 60 15 40 89 310
		確認を受けない幼稚園	101		
		その他※		18	2 6
		市外施設へ	0	3	1 2
		対応策合計	196	723	107 358
		過不足数(B-A)	29	77	▲47 ▲24

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

北部（宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
令和 2 年 度	量の見込み(A)		3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
	対応策(B)		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
	特定教育・ 保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 315 504	18 6 64	26 284
確認を受けない幼稚園		0			
その他※			0	1	4
市外施設へ		0	2	1	3
対応策合計		315	524	72	317
過不足数(B-A)		114	-34	▲95	▲94
令和 3 年 度	量の見込み(A)		190	547	172 427
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 315 517	6 26 66
	確認を受けない幼稚園		0		
その他※			0	1	4
市外施設へ		0	2	1	3
対応策合計		315	537	74	322
過不足数(B-A)		125	▲10	▲98	▲105
令和 4 年 度	量の見込み(A)		195	571	167 414
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 315 517	6 26 66
	確認を受けない幼稚園		0		
その他※			0	1	4
市外施設へ		0	2	1	3
対応策合計		315	537	74	322
過不足数(B-A)		120	▲34	▲93	▲92
令和 5 年 度	量の見込み(A)		190	556	165 410
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 315 520	6 26 78
	確認を受けない幼稚園		0		
その他※			0	1	4
市外施設へ		0	2	1	3
対応策合計		315	540	86	328
過不足数(B-A)		125	▲16	▲79	▲82
令和 6 年 度	量の見込み(A)		190	557	163 405
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 315 520	6 26 78
	確認を受けない幼稚園		0		
その他※			0	1	4
市外施設へ		0	2	1	3
対応策合計		315	540	86	328
過不足数(B-A)		125	▲17	▲77	▲77

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

中央部（西国分・莊島・日吉・篠山・京町・南薰・鳥飼・長門石・小森野・金丸）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
令和 2 年 度	量の見込み(A)		3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
	対応策(B)		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	340 594 1,390	99 18 269	102 823
確認を受けない幼稚園		675			
その他※			129	41	101
市外施設へ		3	10	2	4
対応策合計		1,612	1,628	330	1,030
過不足数(B-A)		468	21	▲ 120	▲ 86
令和 3 年 度	量の見込み(A)		1,106	1,595	451
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	700 594 1,390	101 823
	確認を受けない幼稚園		315		
その他※			129	41	101
市外施設へ		3	10	2	4
対応策合計		1,612	1,628	331	1,029
過不足数(B-A)		506	33	▲ 120	▲ 90
令和 4 年 度	量の見込み(A)		1,068	1,556	454
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	700 594 1,392	101 828
	確認を受けない幼稚園		315		
その他※			129	41	101
市外施設へ		3	10	2	5
対応策合計		1,612	1,630	334	1,035
過不足数(B-A)		544	74	▲ 120	▲ 93
令和 5 年 度	量の見込み(A)		1,093	1,590	449
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	700 594 1,393	101 831
	確認を受けない幼稚園		315		
その他※			129	41	101
市外施設へ		3	10	2	4
対応策合計		1,612	1,631	340	1,037
過不足数(B-A)		519	41	▲ 109	▲ 79
令和 6 年 度	量の見込み(A)		1,084	1,573	444
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	700 594 1,393	101 831
	確認を受けない幼稚園		315		
その他※			129	41	101
市外施設へ		3	10	2	4
対応策合計		1,612	1,631	340	1,037
過不足数(B-A)		528	58	▲ 104	▲ 67

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

中央東部（東国分・御井・合川・山川）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
令和 2 年 度	量の見込み(A)		3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
	対応策(B)		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
	特定教育・ 保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 300 555	37 8 99	59 326
令和 3 年 度	確認を受けない幼稚園	270			
	その他※		33	20	50
	市外施設へ	1	1	1	2
	対応策合計	571	626	128	437
	過不足数(B-A)	95	82	▲56	▲41
	量の見込み(A)		449	513	194
	対応策(B)		0 255 555	70 15 99	79 326
	確認を受けない幼稚園	270			
	その他※		33	20	50
	市外施設へ	1	1	1	2
令和 4 年 度	対応策合計	526	659	135	457
	過不足数(B-A)	77	146	▲59	▲25
	量の見込み(A)		441	504	193
	対応策(B)		0 255 555	70 15 99	79 326
	確認を受けない幼稚園	270			
	その他※		33	20	50
	市外施設へ	1	1	1	2
	対応策合計	526	659	135	457
	過不足数(B-A)	85	155	▲58	▲25
	量の見込み(A)		445	508	191
令和 5 年 度	対応策(B)		0 255 555	70 15 99	79 326
	確認を受けない幼稚園	270			
	その他※		33	20	50
	市外施設へ	1	1	1	2
	対応策合計	526	659	135	457
	過不足数(B-A)	81	151	▲56	▲17
	量の見込み(A)		446	508	188
	対応策(B)		0 255 555	70 15 99	79 326
	確認を受けない幼稚園	270			
	その他※		33	20	50
令和 6 年 度	市外施設へ	1	1	1	2
	対応策合計	526	659	135	457
	過不足数(B-A)	80	151	▲53	▲10

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

中央南部（上津・高良内・青峰）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
令和 2 年 度	量の見込み(A)		3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
	対応策(B)		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
	特定教育・ 保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 225 375	51 15 54	211
確認を受けない幼稚園		224			
その他※			26	9	18
市外施設へ		1	4	1	3
対応策合計		450	456	79	266
過不足数(B-A)		214	87	▲29	1
令和 3 年 度	量の見込み(A)		219	355	112 277
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 225 375	15 34 211
	確認を受けない幼稚園		224		
その他※			26	9	18
市外施設へ		1	3	1	3
対応策合計		450	455	79	266
過不足数(B-A)		231	100	▲33	▲11
令和 4 年 度	量の見込み(A)		208	341	113 279
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 225 375	15 34 211
	確認を受けない幼稚園		224		
その他※			26	9	18
市外施設へ		1	3	1	3
対応策合計		450	455	79	266
過不足数(B-A)		242	114	▲34	▲13
令和 5 年 度	量の見込み(A)		207	340	111 275
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 225 375	15 34 211
	確認を受けない幼稚園		224		
その他※			26	9	18
市外施設へ		1	4	1	3
対応策合計		450	456	79	266
過不足数(B-A)		243	116	▲32	▲9
令和 6 年 度	量の見込み(A)		208	341	109 271
	対応策(B)		幼稚園 認定こども園 保育所	0 225 375	15 34 211
	確認を受けない幼稚園		224		
その他※			26	9	18
市外施設へ		1	4	1	3
対応策合計		450	456	79	266
過不足数(B-A)		242	115	▲30	▲5

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

中央西部（南・安武・荒木・大善寺・津福）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
令和 2 年 度			3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
対応策 (B)		量の見込み(A)	785	744	218 538
		幼稚園	0		
		認定こども園	351	66	20 64
		保育所		807	143 460
		確認を受けない幼稚園	565		
		その他※		17	19 37
		市外施設へ	3	5	1 4
		対応策合計	919	895	183 565
		過不足数(B-A)	134	151	▲35 27
対応策 (B)		量の見込み(A)	768	728	218 540
		幼稚園	0		
		認定こども園	366	81	20 64
		保育所		807	143 460
		確認を受けない幼稚園	565		
		その他※		17	19 37
		市外施設へ	4	5	1 4
		対応策合計	935	910	183 565
		過不足数(B-A)	167	182	▲35 25
対応策 (B)		量の見込み(A)	748	707	220 547
		幼稚園	0		
		認定こども園	366	81	20 64
		保育所		807	143 460
		確認を受けない幼稚園	565		
		その他※		17	19 37
		市外施設へ	3	4	1 4
		対応策合計	934	909	183 565
		過不足数(B-A)	186	202	▲37 18
対応策 (B)		量の見込み(A)	750	707	217 538
		幼稚園	0		
		認定こども園	366	81	20 64
		保育所		807	143 460
		確認を受けない幼稚園	565		
		その他※		17	19 37
		市外施設へ	3	4	1 4
		対応策合計	934	909	183 565
		過不足数(B-A)	184	202	▲34 27
対応策 (B)		量の見込み(A)	734	692	212 528
		幼稚園	0		
		認定こども園	366	81	20 64
		保育所		807	143 460
		確認を受けない幼稚園	565		
		その他※		17	19 37
		市外施設へ	3	4	1 4
		対応策合計	934	909	183 565
		過不足数(B-A)	200	217	▲29 37

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

南西部（城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀬）

(単位:人)

			1号認定	2号認定	3号認定
			3~5歳	3~5歳	0歳 1~2歳
			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
令和2年度	量の見込み(A)		162	582	142 348
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 170 489	25 95 56 255
		確認を受けない幼稚園	0		
		その他※		57	4 20
		市外施設へ	23	14	4 10
		対応策合計	193	686	89 380
	過不足数(B-A)		31	104	▲53 32
令和3年度	量の見込み(A)		154	568	141 361
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 170 489	25 95 56 255
		確認を受けない幼稚園	0		
		その他※		57	4 20
		市外施設へ	21	14	4 10
		対応策合計	191	686	89 380
	過不足数(B-A)		37	118	▲52 19
令和4年度	量の見込み(A)		147	552	147 370
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 170 489	25 95 56 255
		確認を受けない幼稚園	0		
		その他※		57	4 20
		市外施設へ	20	14	4 10
		対応策合計	190	686	89 380
	過不足数(B-A)		43	134	▲58 10
令和5年度	量の見込み(A)		143	535	147 365
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 170 489	25 95 56 255
		確認を受けない幼稚園	0		
		その他※		57	4 20
		市外施設へ	20	13	4 10
		対応策合計	190	685	89 380
	過不足数(B-A)		47	150	▲58 15
令和6年度	量の見込み(A)		143	534	145 361
	対応策(B)	特定教育・保育施設	幼稚園 認定こども園 保育所	0 170 489	25 95 56 255
		確認を受けない幼稚園	0		
		その他※		57	4 20
		市外施設へ	20	13	4 10
		対応策合計	190	685	89 380
	過不足数(B-A)		47	151	▲56 19

※届出保育施設、企業主導型保育施設の地域枠、特定地域型保育事業

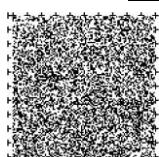
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 //

子ども・子育て支援法第 59 条に定める 13 の地域子ども・子育て支援事業について、アンケート調査及びこれまでの実績等をもとに、各事業の量の見込み及び対応策を設定します。

【本市の地域子ども・子育て支援事業】

分 野	国 の 事 業 名	本 市 の 事 業 名
妊娠・出産時の支援	1. 妊婦健康診査事業	○妊婦健康診査事業
	2. 乳児家庭全戸訪問事業	○新生児及び妊産婦訪問指導事業
子育て交流ひろば	3. 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点事業 ・地域子育て支援センター事業 ・子育て交流プラザ運営事業 ・つどいの広場事業 ・児童センター運営事業
子育てサービスの利用者支援	4. 利用者支援事業	○子育て世代包括支援事業
きめ細やかな見守り	5-1. 養育支援訪問事業	○エンゼル支援訪問事業 ○養育環境改善家事援助事業
	5-2. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	○要保護児童対策地域協議会事業
一時的な預かり、付加的な保育事業	6. 子育て短期支援事業	○子育て短期支援事業
	7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	○ファミリー・サポート・センター事業
	8. 一時預かり事業	○一時預かり事業
	9. 延長保育事業	○延長保育事業
	10. 病児保育事業	○病児保育事業
学童保育	11. 放課後児童健全育成事業	○学童保育事業
その他	12. ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	○副食費補足給付事業

※5-2、12の事業は、量の見込み及び対応策は設定しない



(1) 妊婦健康診査事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（平成27年度～平成30年度）の0歳児数に対する妊娠届出比率と平均受診回数を勘案して、算出しました。

【量の見込みと対応策】

(単位：人・回)

		実績	推計					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	妊娠届出数	2,671	2,716	2,680	2,646	2,610	2,571	
	健診回数	33,389	32,592	32,160	31,752	31,320	30,852	
対応策	健診回数	33,389	32,592	32,160	31,752	31,320	30,852	

【対応策の内容】

今後も引き続き、産科医療機関等と情報交換・連携を行い、厚生労働省が示す健診実施基準に沿った実施体制を確保していくとともに、妊娠届出時の専門職による窓口対応等において、妊婦健診の必要性の周知を図ります。

(2) 新生児及び妊産婦訪問指導事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、訪問率1.0を乗じて算出しました。

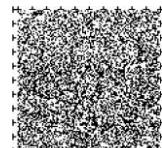
【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績	推計					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問対象児数	2,770	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534	
	訪問率	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
対応策	訪問件数	2,720	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534	
	訪問件数	2,720	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534	

【対応策の内容】

今後も、全戸訪問が可能となる実施体制を維持するとともに、出生連絡票提出時等に訪問事業を周知し、訪問の受入がよくなるよう努めます。また、市外で訪問時期を迎える家庭については、自治体間の連携による対応を行います。



(3) 地域子育て支援拠点事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

0～2歳児の推計人口に、直近年度（平成27年度～平成30年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

(単位：人/月)

		実績	推計					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		13,461	12,640	12,576	12,509	12,345	12,174	
対応策	か所数	12	12	12	12	12	12	12
	確保量	13,461	12,640	12,576	12,509	12,345	12,174	

【対応策の内容】

今後の量の見込みに対応可能な支援拠点は確保できています。今後も引き続き、支援者や子育てボランティアなどの人材確保に努め、支援を提供することが可能となる実施体制を維持します。

(4) 子育て世代包括支援事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

こども子育てサポートセンターの「中央センター（基本型・母子保健型）」1か所と身近な相談支援の場として「地域センター」5か所を量の見込みとします。

【量の見込みと対応策】

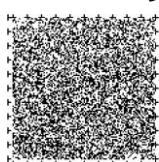
基本型・母子保健型

(単位：か所)

		実績	推計					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		6	6	6	6	6	6	6
対 応 策		1	1	6	6	6	6	6

【対応策の内容】

相談対応のワンストップ化や地域子育て支援拠点との連携、人材育成などにより機能充実を図り、中央センターの実施体制の維持と地域センターの実施体制の整備を行います。



(5) - 1 養育支援訪問事業

ア エンゼル支援訪問事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度（平成27年度～平成30年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

(単位：人回)

		実績	推計				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	利用(実施)回数	2,192	2,144	2,115	2,089	2,060	2,030
対応策	利用(実施)回数	2,192	2,144	2,115	2,089	2,060	2,030

【対応策の内容】

松柏子育て支援センターを拠点に、今後も引き続き支援を提供することが可能となるよう登録ヘルパーの必要数の継続的な確保や、質の向上のための研修を定期的に実施し、実施体制を維持します。

イ 養育環境改善家事援助事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

直近年度（平成27年度～平成30年度）の実績を勘案して算出しました。

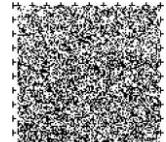
【量の見込みと対応策】

(単位：世帯・件)

		実績	推計				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	実施件数	128	150	165	181	201	224
対応策	実施件数	128	150	165	181	201	224

【対応策の内容】

今後も、適切な養育の実施が可能となるよう支援体制を確保するとともに、地区担当相談員が関係課や関係機関と連携し、子どもの養育環境について支援が必要な家庭の把握に努め、適切な働きかけを実施していきます。



(5)－2 要保護児童対策地域協議会事業

【対応策の内容】

警察署、児童相談所、医師会、市幼稚園協会、市保育協会、民間団体及び久留米市などで構成される「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報交換や具体的な支援内容などについて協議を行っています。

また、虐待に発展するおそれのある場合や育児困難と思われる場合など、支援が必要な家庭についてはケース検討会議を開き、関係者が集まって具体的な対応について協議するなど、育児に対する不安・負担の軽減や児童虐待の未然防止を図っています。

要保護児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るために、今後も、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくよう努めます。

(6) 子育て短期支援事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

平成 30 年度及び令和元年度（実績見込み）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

（単位：人日）

		実績	推計					
			平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	利用者数	309	435	435	435	435	435	435
	対応策	利用者数	309	435	435	435	435	435

【対応策の内容】

養護が必要な児童の受入が可能となるよう、事業実施施設や関係機関と連携して実施体制を確保します。

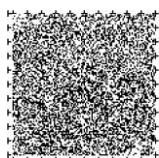
(7) ファミリー・サポート・センター事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

対象年齢の人口推計に、直近年度（平成 27 年度～平成 30 年度）の実績を勘案して算出しました。



【量の見込みと対応策】

(単位：件)

		実績	推計				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	活動件数	534	575	577	578	567	561
対応策	活動件数	534	575	577	578	567	561

※対象年齢：小学1～6年生（6～11歳）

就学前児童の利用は「(8)一時預かり事業 1)一時保育事業」に計上

【対応策の内容】

今後も引き続き、様々な機会を捉えた事業の周知・啓発を行うことにより、新たな会員の確保に努め、また、会員同士のコミュニケーションを深める取組を行い、実施体制を維持します。

(8) 一時預かり事業**ア 一時預かり事業（幼稚園型を除く）**

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりについては、教育・保育の量の見込みにおける1・2・3号認定以外の児童数に、直近年度（平成27年度～平成30年度）の実績を勘案して算出しました。

くるるん、児童センター、トワイライトステイによる一時預かりは、平成30年度及び令和元年度（実績見込み）の実績を勘案して算出しました。

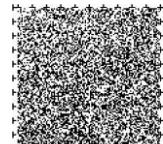
【量の見込みと対応策】

(単位：人日)

		実績	推計				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	利用者数	21,173	19,242	18,717	18,527	18,423	18,310
対応策	保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり	18,494	16,510	15,925	15,664	15,483	15,291
	ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	551	458	442	434	429	424
	くるるん、児童センター、トワイライトステイによる一時預かり	2,128	2,274	2,350	2,429	2,511	2,595
	対応策合計	21,173	19,242	18,717	18,527	18,423	18,310

【対応策の内容】

実施施設において量の見込みに対応可能となるよう、保育士の確保を支援し、実施体制の維持に努めます。



イ 一時預かり事業（幼稚園型）

【区 域】

教育・保育提供区域と同じ7区域

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1・2号認定の児童数に、直近年度（平成27年度～平成30年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

(単位：人日)

		実績	推計					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	4,843	5,565	5,554	5,002	5,133	5,200	
	対応策	4,843	5,565	5,554	5,002	5,133	5,200	
北部	量の見込み	11,886	16,474	16,037	16,651	16,228	16,260	
	対応策	11,886	16,474	16,037	16,651	16,228	16,260	
中央部	量の見込み	49,502	45,368	44,554	43,254	44,213	43,803	
	対応策	49,502	45,368	44,554	43,254	44,213	43,803	
中央東部	量の見込み	23,420	23,333	21,992	21,626	21,802	21,826	
	対応策	23,420	23,333	21,992	21,626	21,802	21,826	
中央南部	量の見込み	8,322	8,307	7,883	7,527	7,520	7,542	
	対応策	8,322	8,307	7,883	7,527	7,520	7,542	
中央西部	量の見込み	49,556	41,240	40,343	39,247	39,284	38,462	
	対応策	49,556	41,240	40,343	39,247	39,284	38,462	
南西部	量の見込み	6,432	6,598	6,400	6,205	6,012	5,997	
	対応策	6,432	6,598	6,400	6,205	6,012	5,997	

【対応策の内容】

市内全ての私立幼稚園・認定こども園において実施されており、今後もニーズに対応できるよう実施体制の維持に努めます。

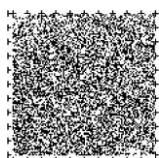
（9）延長保育事業

【区 域】

教育・保育提供区域と同じ7区域

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける2・3号認定の児童数に、直近年度（平成27年度～平成30年度）の実績を勘案して算出しました。



【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績	推計					
			平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
東部	量の見込み	366	319	322	304	305	305	305
	対応策	366	319	322	304	305	305	305
北部	量の見込み	315	330	333	335	328	326	326
	対応策	315	330	333	335	328	326	326
中央部	量の見込み	1,205	1,128	1,126	1,116	1,122	1,109	1,109
	対応策	1,205	1,128	1,126	1,116	1,122	1,109	1,109
中央東部	量の見込み	689	527	519	514	512	508	508
	対応策	689	527	519	514	512	508	508
中央南部	量の見込み	240	250	251	248	245	243	243
	対応策	240	250	251	248	245	243	243
中央西部	量の見込み	592	606	600	596	590	579	579
	対応策	592	606	600	596	590	579	579
南西部	量の見込み	362	455	454	454	444	441	441
	対応策	362	455	454	454	444	441	441

【対応策の内容】

市内の全ての私立保育所、認定こども園において実施されているため、保育士の確保等現在の実施体制の維持に努めます。

(10) 病児保育事業

【区 域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

対象年齢の人口推計に、直近年度（平成 27 年度～平成 30 年度）の利用実績等を勘案して、算出しました。

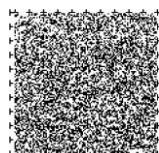
【量の見込みと対応策】

(単位：人日)

		実績	推計					
			平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	利用人数	3,315	3,438	3,417	3,394	3,353	3,319	
対応策	利用人数	7,292	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	

【対応策の内容】

病児保育施設での実施体制の維持を支援するとともに、届出された企業主導型保育施設での病児保育の利用促進を図り、感染症の流行時期などの利用の平準化を図ります。



(11) 学童保育事業

【区域】

市内全域

【量の見込みの算出方法】

年度ごとの児童数推計に、学童保育所入所率を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績	推計					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	3,994	4,319	4,448	4,551	4,466	4,425	
	高学年	337	508	531	525	563	543	
	合 計	4,331	4,827	4,979	5,076	5,029	4,968	
対応策		3,885	4,140	4,554	4,702	4,782	4,822	

【対応策の内容】

教育委員会と連携し、専用施設の整備、学校施設の活用などにより定員拡大を図り、定員超過校区の解消に努めます。また、学童保育所指導員の確保にも努め、実施体制の維持を図ります。こうしたことにより、全校区での高学年受入の早期実現を図ります。

(12) その他

ア 実費徴収に係る補足給付を行う事業

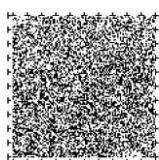
【対応策の内容】

施設型給付費の対象外の幼稚園に対し、利用者が支払うべき副食の提供に対する費用の一部を助成します。

イ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【対応策の内容】

地域の供給体制等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制 //

計画の推進にあたっては、学識経験者や子どもの保護者、関係団体等からなる「久留米市子ども・子育て会議」において、毎年度施策の進捗状況を審議し、意見や助言を受けて、より実効性のある施策展開を図ります。

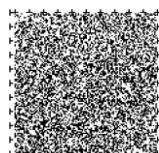
2 計画の進捗管理と点検・評価 //

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「久留米市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

3 関係団体等との連携・協働 //

この計画に基づき実効性のある子ども・子育て支援の取組を進めるには、市民や地域、関係団体、民間事業者など多様な主体との連携・協働した取組が不可欠です。地域で支え合う関係づくりや地域の実情に応じた取組などが促進するよう、さらなる連携・協働を進めています。



資料編

1 人口等の状況 //

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成29年まで増加傾向で推移していましたが、平成30年には減少に転じ、平成31年4月1日時点で304,703人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、14歳以下の年少人口は、平成27年以降、人数・構成比ともに減少しており、平成31年では42,715人と直近4年間で786人減少しています。一方、65歳以上の老人人口は人数・構成比ともに増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

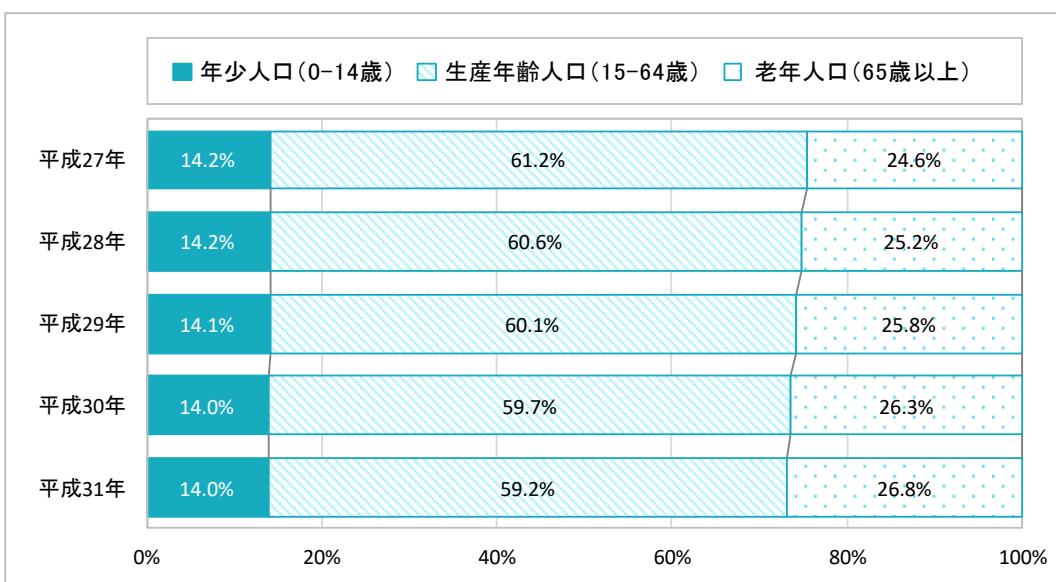
【総人口・3区分別年齢人口の推移】

(単位:人)

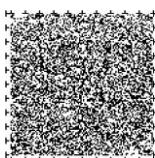
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	305,549	305,993	306,211	305,581	304,703
年少人口 (0-14歳)	43,501 14.2%	43,432 14.2%	43,230 14.1%	42,829 14.0%	42,715 14.0%
生産年齢人口 (15-64歳)	186,873 61.2%	185,309 60.6%	183,885 60.1%	182,307 59.7%	180,393 59.2%
老人人口 (65歳以上)	75,175 24.6%	77,252 25.2%	79,096 25.8%	80,445 26.3%	81,595 26.8%

資料:住民基本台帳(4月1日現在)

【総人口・年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳(4月1日現在)



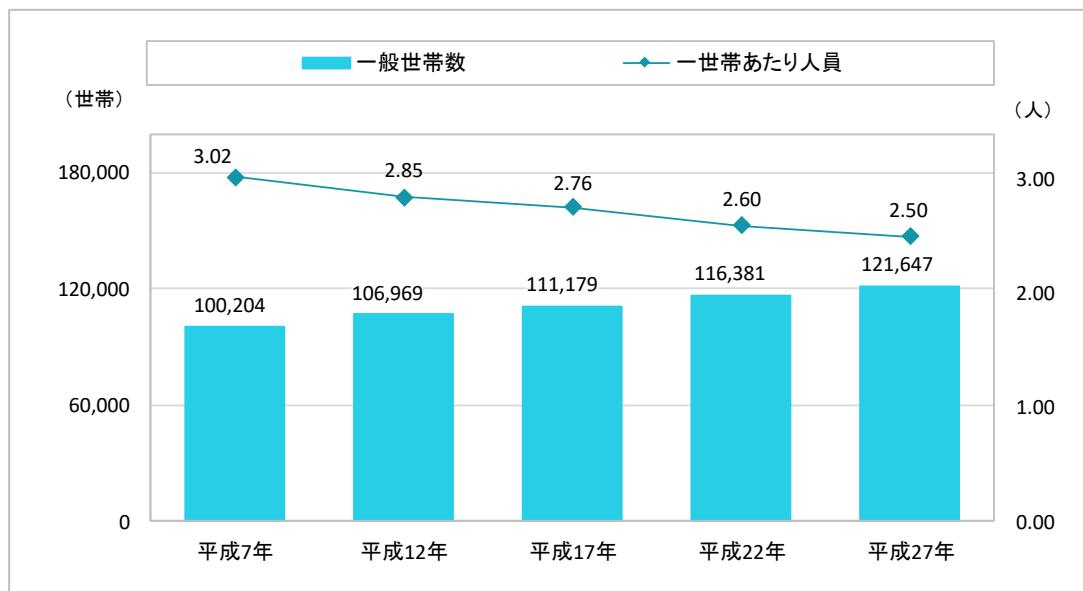
(2) 世帯の状況

ア 世帯数と一世帯あたり人員

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、平成27年では121,647世帯と平成7年から21,443世帯増加しています。

一方、一世帯あたり人員は平成12年で3人を下回るようになり、その後も減少が続き、平成27年では2.50人と家族規模の縮小がみられます。

【世帯数・一世帯あたり人員の推移】



資料:国勢調査

※一世帯あたり人員=総人口/一般世帯数

イ 子どもがいる世帯

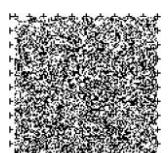
一般世帯数は増加していますが、6歳未満の子どもがいる世帯の割合は、平成7年から減少傾向にあり、平成27年で12,162世帯、一般世帯に占める割合は10.0%となっています。同様に、18歳未満の子どもがいる世帯も減少傾向にあり、平成27年で28,341世帯、一般世帯に占める割合は23.3%となっています。

一般世帯に占める割合は、平成7年から平成27年までで、6歳未満では4.0ポイント減少、18歳未満では11.9ポイント減少しています。

【6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の推移】

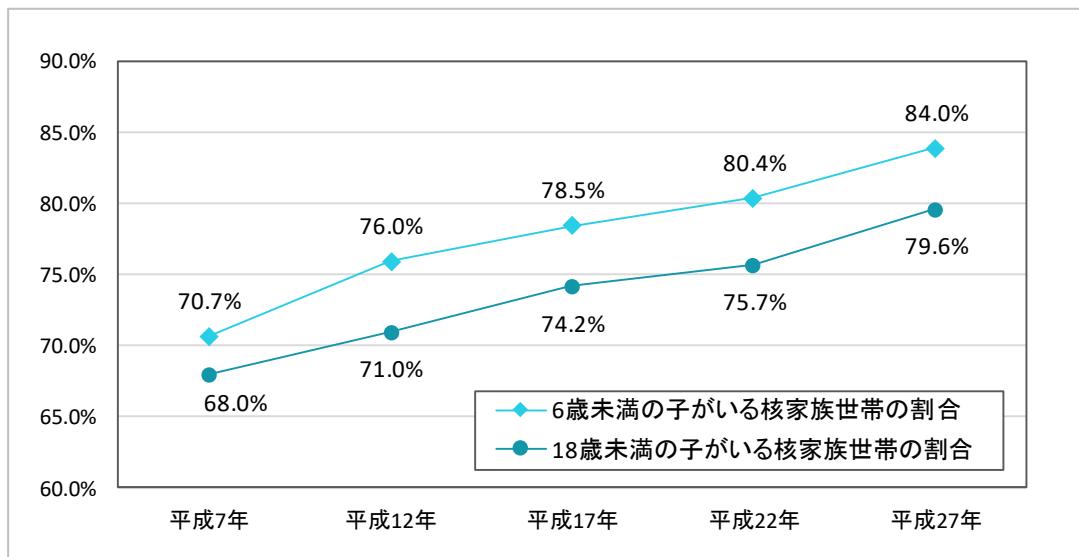
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	100,204	106,969	111,179	116,381	121,647
6歳未満の子どもがいる世帯	13,980	13,692	13,197	11,913	12,162
一般世帯に占める割合	14.0%	12.8%	11.9%	10.2%	10.0%
18歳未満の子どもがいる世帯	35,300	32,873	30,981	28,921	28,341
一般世帯に占める割合	35.2%	30.7%	27.9%	24.9%	23.3%

資料:国勢調査



6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯において、親と子のみから成る核家族世帯の割合は、平成7年から一貫して増加しており、平成27年では、6歳未満の子どもがいる世帯の84.0%、18歳未満の子どもがいる世帯の79.6%が核家族世帯となっています。

【6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の推移】



ウ ひとり親家庭の状況

平成27年の国勢調査でひとり親家庭の状況をみると、本市の母子家庭世帯は3,122世帯（一般世帯に占める割合2.6%）、父子家庭世帯は210世帯（一般世帯に占める割合0.2%）となっています。

一般世帯に占めるひとり親家庭の割合は、福岡県とほぼ同率、全国と比べると母子家庭世帯は本市がやや上回っています。

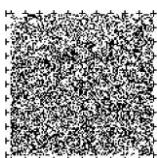
【18歳未満の子どもがいるひとり親家庭の状況】

(単位:世帯)					
	一般世帯数	18歳未満の子がいる 母子家庭世帯		18歳未満の子がいる 父子家庭世帯	
		実数 (世帯)	割合	実数 (世帯)	割合
久留米市	121,647	3,122	2.6%	210	0.2%
福岡県	2,196,617	56,394	2.6%	4,635	0.2%
全 国	53,331,797	1,097,639	2.1%	112,325	0.2%

資料:平成27年国勢調査

*母子家庭世帯:18歳未満の子どもがいる世帯のうち、女親と子どもから成る世帯

父子家庭世帯:18歳未満の子どもがいる世帯のうち、男親と子どもから成る世帯



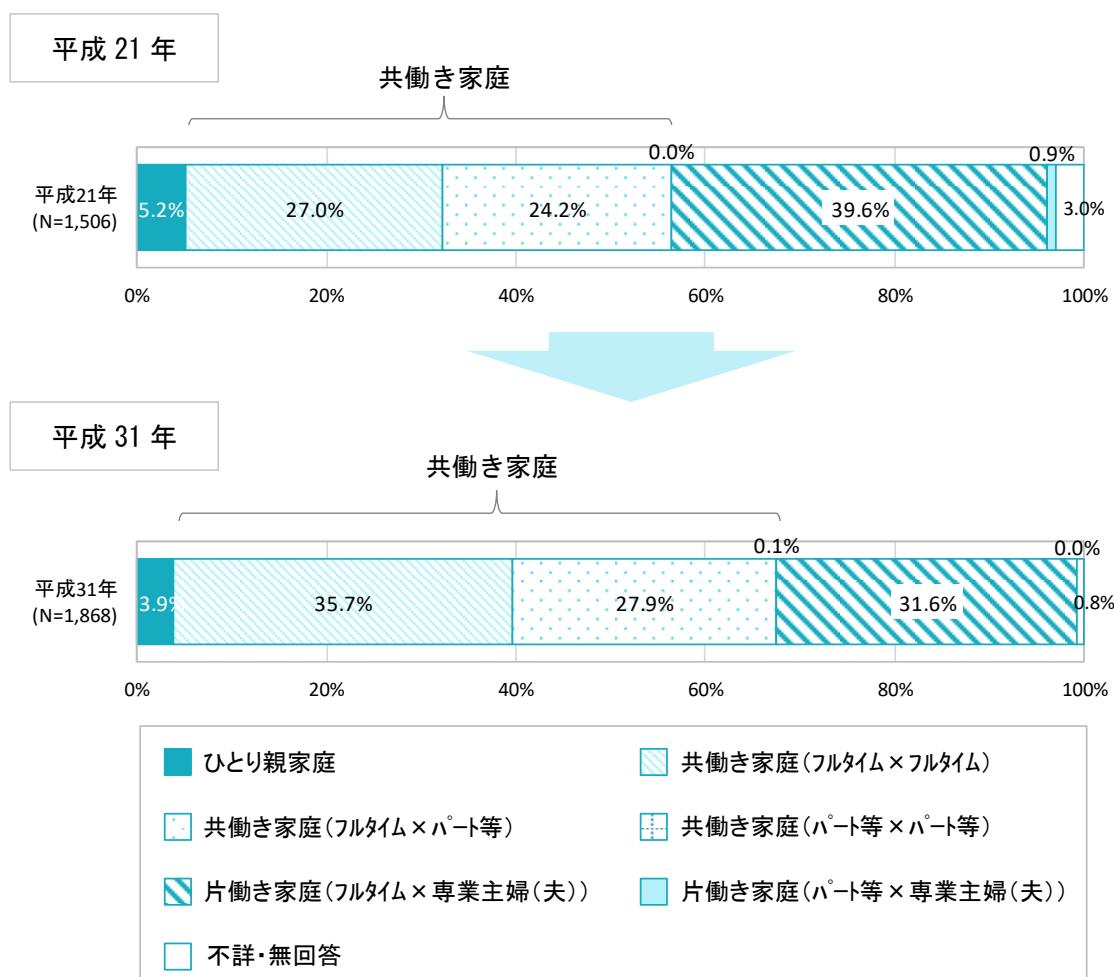
エ 保護者の就労状況別家庭類型（ニーズ調査より引用）

ニーズ調査の結果から、就学前児童の父親・母親の就労状況別に家庭類型を整理すると、平成21年では「片働き家庭（フルタイムと専業主婦（夫））」の割合が39.6%と最も多く、次いで「共働き家庭（フルタイムとフルタイム）」（27.0%）、「共働き家庭（フルタイムとパート等）」（24.2%）の順に多くなっています。

平成31年をみると「共働き家庭（フルタイムとフルタイム）」の割合が35.7%と最も多くなっており、「片働き家庭（専業主婦（夫））」の割合が31.6%と2番目に多くなっています。

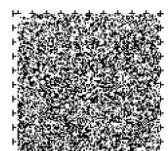
『共働き家庭』の割合は、平成21年の51.2%から平成31年では63.7%と共働き家庭が増加している状況がみられます。

【保護者の就労状況別家庭類型（就学前児童）】



資料：平成21年久留米市次世代育成支援に関するニーズ調査

平成31年久留米市子育てに関するアンケート調査

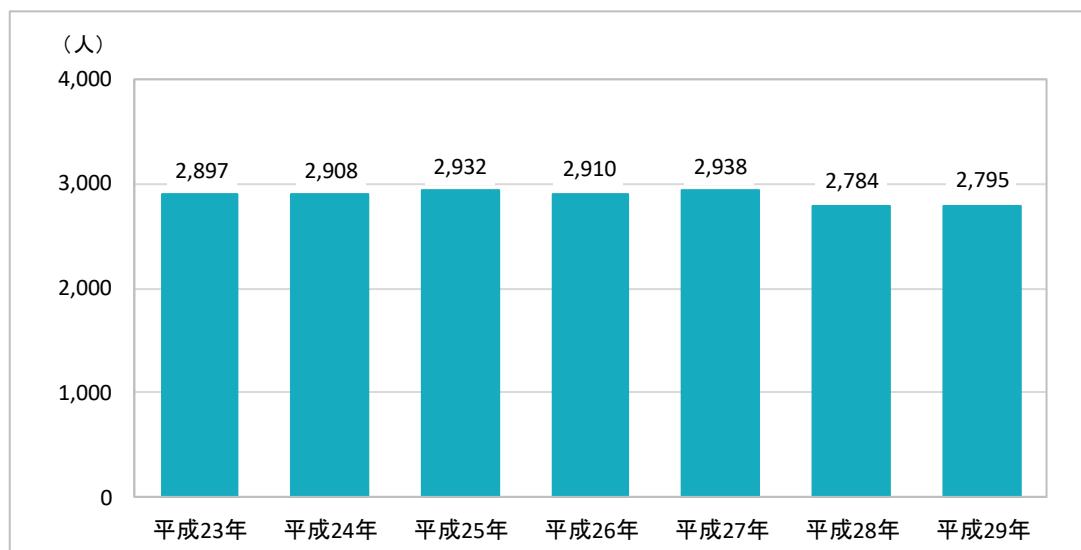


(3) 出生数の推移

本市の出生数は、平成27年までは2,900人前後で推移していましたが、平成28年以降2,700人台まで減少しています。

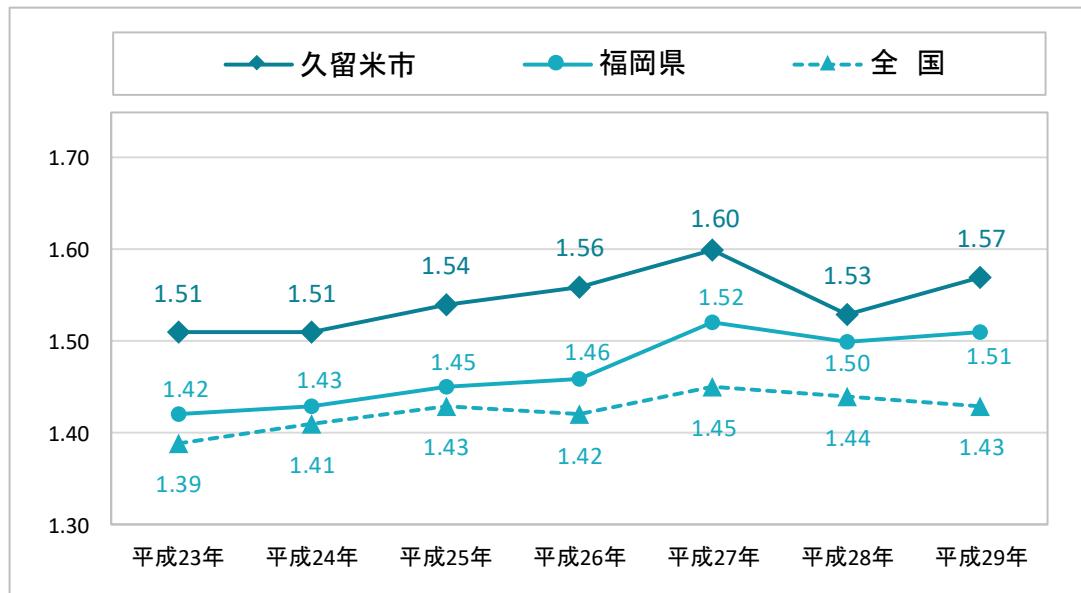
また、一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す値である合計特殊出生率は、本市は1.5～1.6台で推移しており、福岡県や全国と比較するとやや高い水準を維持していますが、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.07には及ばない状況です。

【出生数の推移】

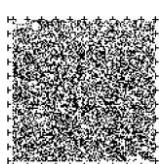


資料：人口動態統計(各年1月1日～12月31日)

【合計特殊出生率の推移】



資料：久留米市の出生数は厚生労働省人口動態統計、女性人口は10月1日現在の住民基本台帳人口を用いて算出
福岡県、全国は厚生労働省人口動態統計

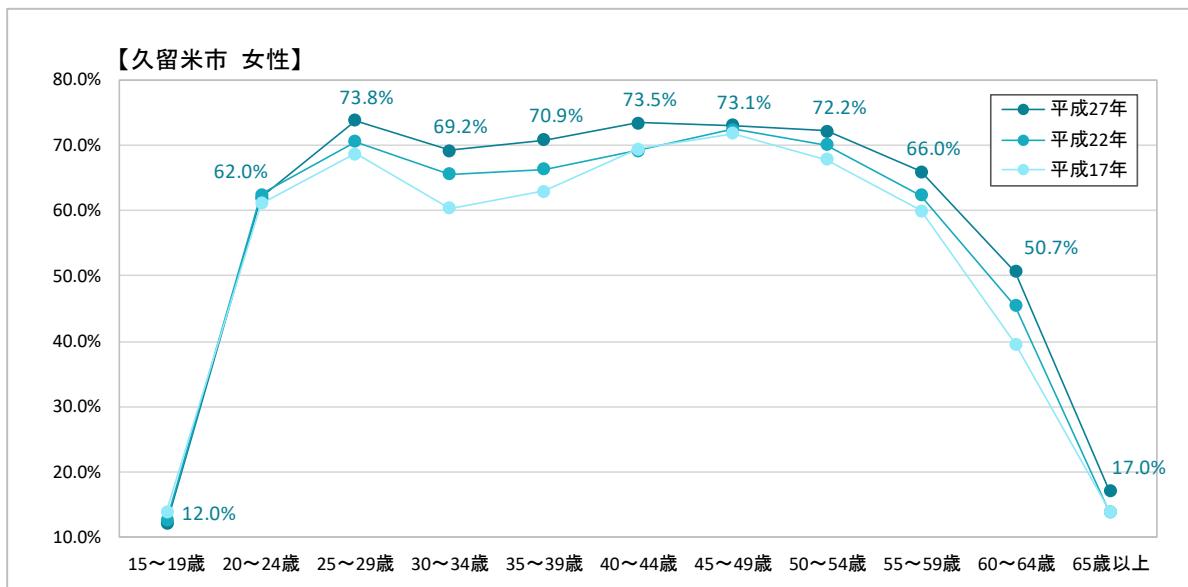


(4) 就業の状況

女性の就業率は、年次別の推移をみると、10歳代を除き、各年齢層の就業率が上昇傾向にあります。また、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブがみられますが、カーブは浅くなっています。

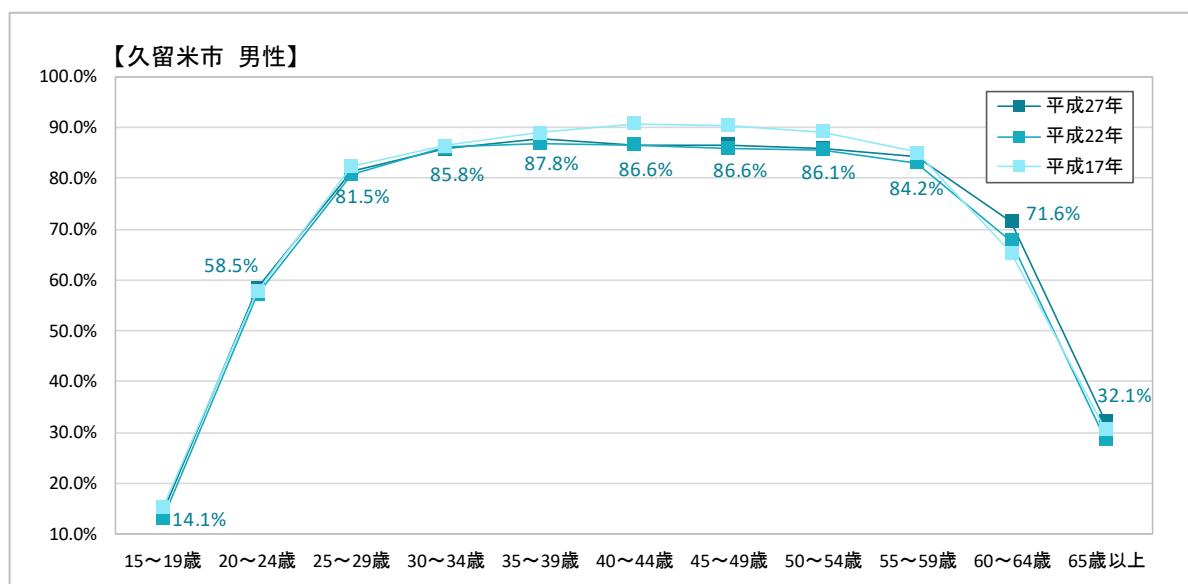
男性の就業率は、20歳代後半から50歳代後半にかけて8割の水準にありますが、年次別の推移をみると、20歳代前半と60歳代は上昇し、その他の年齢層では低下傾向にあります。

【女性の年齢別就業率の推移】

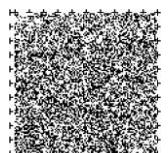


資料:国勢調査

【男性の年齢別就業率の推移】



資料:国勢調査



2 各種調査結果の概要 //

(1) 久留米市子育てに関するアンケート調査の結果

ア 調査の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

【調査の概要と回収結果】

調査対象	就学前児童を養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
標本数	3,000 世帯
有効回収数（回収率）	1,868 世帯 (62.3%)
調査期間	平成 31 年 2 月 21 日から平成 31 年 3 月 7 日まで

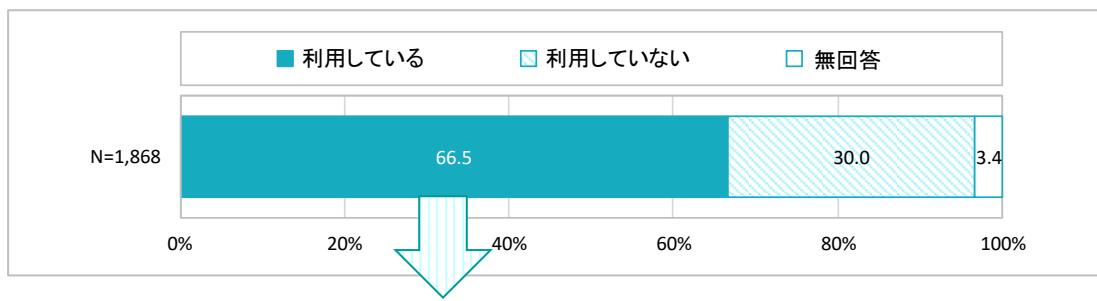
イ 調査結果の概要

(ア) 平日の定期的な教育・保育について

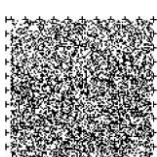
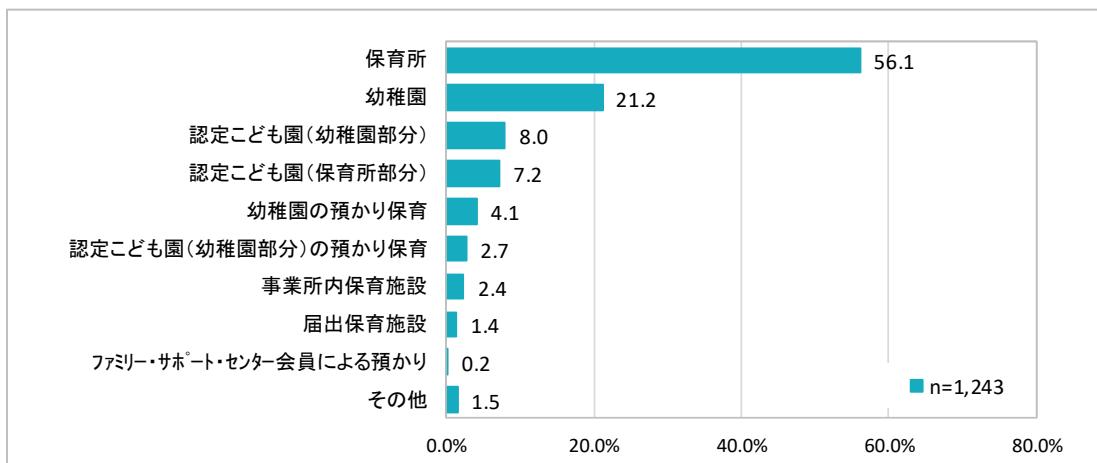
平日の定期的な教育・保育を 66.5% の人が利用しています。

利用している教育・保育の種類は、「保育所」が 56.1% と最も多く、次いで「幼稚園」(21.2%)、「認定こども園（幼稚園部分）」(8.0%) となっています。

【定期的な教育・保育の利用状況】



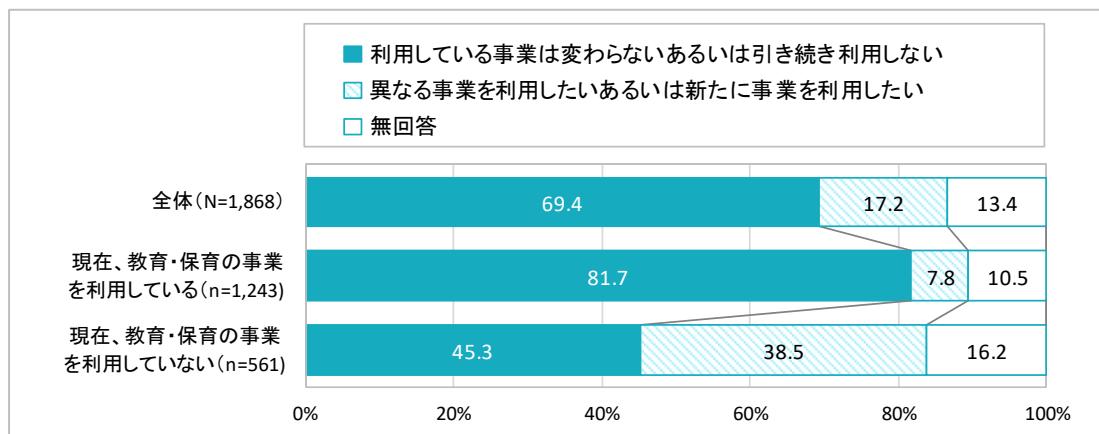
【利用している教育・保育の種類】



(イ) 無償化後、平日の定期的な教育・保育の利用意向

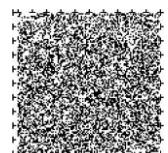
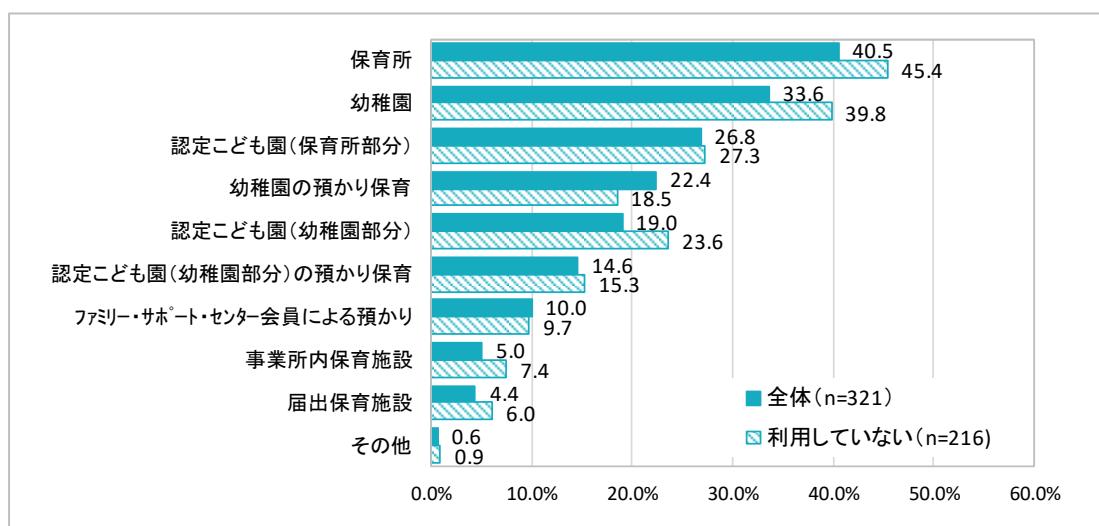
無償化後、平日の定期的な教育・保育の利用意向は全体でみると、「利用している事業は変わらないあるいは引き続き利用しない」が 69.4%となっています。また、現在、教育・保育の事業を利用していない人の 38.5%が「異なる事業を利用したいあるいは新たに事業を利用したい」と回答しています。

【無償化後、定期的な教育・保育の利用意向】



無償化後、利用したい教育・保育の種類は、現在利用していない人では「保育所」が 45.4%と最も多く、次いで「幼稚園」(39.8%)、「認定こども園（保育所部分）」(27.3%) の順に続けます。

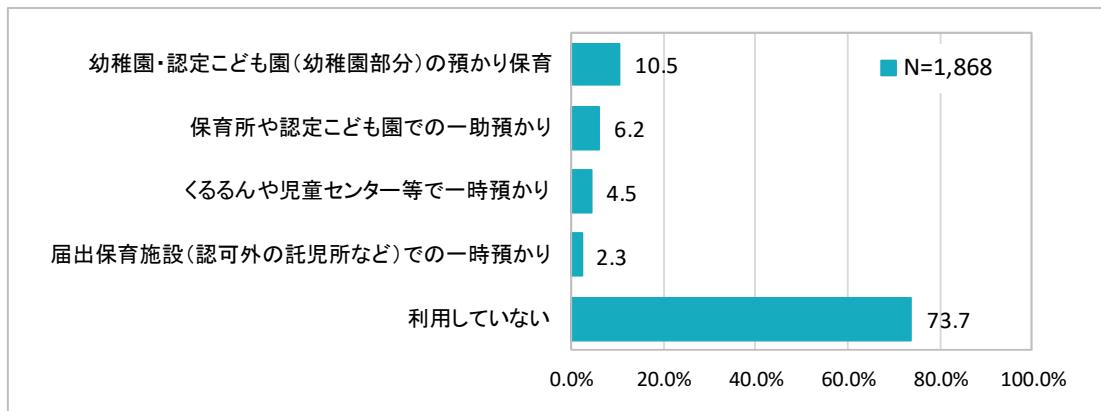
【無償化後、利用したい教育・保育の種類】



(ウ) 一時預かり等の利用について

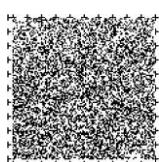
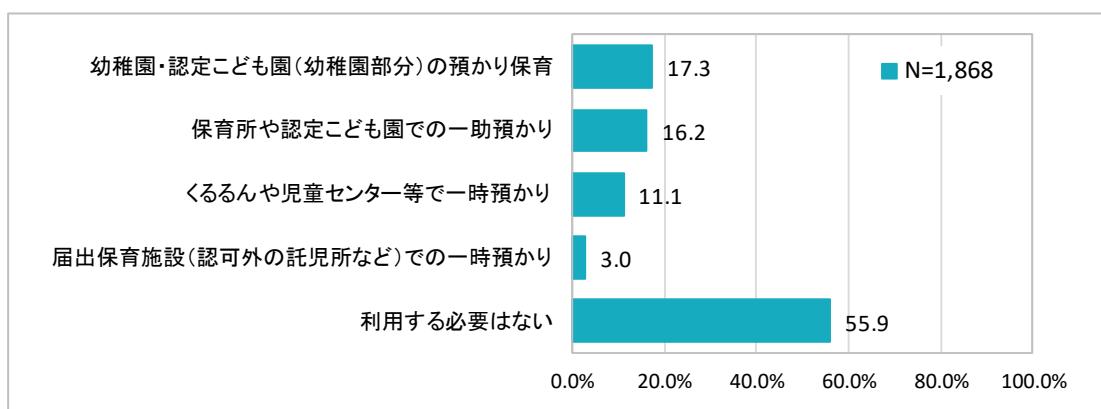
過去1年間に利用したことがある施設等では、「利用していない」が73.7%と多くを占めています。利用したことがある人では、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育」（10.5%）、「保育所や認定こども園での一時預かり」（6.2%）の順に続きます。

【一時預かり等の利用状況】



今後、保護者の私用、リフレッシュ、冠婚葬祭、学校行事、不定期の仕事等の目的による一時預かり等の利用意向は、「利用する必要はない」が55.9%と最も多くなっています。利用意向がある人では、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育」（17.3%）、「保育所や認定こども園での一時預かり」（16.2%）の順に続きます。

【一時預かり等の利用意向】



(2) グループインタビューの結果

ア グループインタビューの概要

子育て中のさまざまな立場の市民から意見を聴取し、本計画策定の参考とすることを目的としてグループインタビューを実施しました。

【グループインタビューの実施概要】

対象団体 (7団体)	子育てサークル活動に参加中の保護者、子育て中の父親、多胎児の保護者、障害のある子どもの保護者、ひとり親家庭の保護者、子育て中の外国人
調査期間	令和元年8月～10月
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に自由回答形式のアンケート調査票を配布し、回収した調査票に基づきグループインタビュー（座談会）形式で意見交換。（1グループ1～2時間程度） ・子育て中の外国人は、グループでの聞き取りが困難なため、個別にヒアリングすることで意見聴取。

イ 主なインタビュー結果

(ア) 久留米市の子育て環境【良い点】

- 地域の子育て支援拠点や校区サロン、公園など子連れで遊びに行ける場所やイベントが多いことが評価されています。
- 子育ての相談や情報交換できる場やサークルがあることが評価されています。
- 病院（医療機関）が多く、医療費の補助などもあり、子どもの医療体制が充実していることが評価されています。
- 幼児教育研究所での療育支援の充実が評価されています。

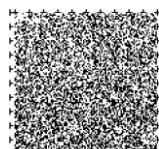
【主な意見】

■ 子どもや子育ての支援施設について

- ・子育て交流プラザくるるんや児童センター、地域子育て支援センター、校区サロンなど、子育て中の人人が集まる場があり、休日でも利用できるところがある。
- ・託児付きのイベントが多く、公園や青少年科学館、鳥類センターなど遊べる所も多い。

■ 医療体制について

- ・病院（医療機関）の数が多く、夜間受付などの対応もあり、医療体制が充実している。
- ・子どもの医療費助成が中学生まであり、医療費の負担軽減が助かる。



■ 多様な家庭に配慮した独自の取組について

- ・ 幼児教育研究所を中心に、障害等の発見・診断、相談など早期からの支援やペアレンストレーニングの実施など、子どもの発達支援や保護者の学習の機会が充実している。
- ・ 産前産後の支援や多胎育児経験者のサークルなど、子育てへの不安が軽減されている。
- ・ 子育て交流プラザくるるんでは、子どもが遊べたり、子育てについてわからないことを相談することができ、外国籍の親子が過ごせる場となっている。

(イ) 久留米市の子育て環境【改善すべき点、課題解決のために必要なこと】

- 子育てに関する情報提供の一元化や情報提供媒体の充実が求められています。
- 男女がともに子育てを行い、希望する働き方ができる労働環境の是正及び社会づくりが求められています。
- 保育所の受入体制の充実とともに、子育て支援拠点施設や一時的に子どもを預けられる施設等の地域格差の解消が求められています。
- 障害児や多胎児、外国籍の親子など、支援を要する子どもや子育て家庭に関わる人の理解や対応力の向上が求められています。
- その他、子育てに関わる経済的負担の軽減や子育て支援拠点施設、遊び場の環境の改善・充実が求められています。

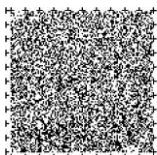
【主な意見】

■ 子育てに関する情報提供について

- ・ 子育てに関する情報発信にバラつきがあり、子育て支援施設や支援サービスなどを知らない人も多く、必要な人に情報が届いていない。
- ・ 障害児や多胎育児の支援サービスなども含め、子育てに関するあらゆる情報を一元化し、SNSを活用するなどわかりやすくタイムリーに発信し、必要なときに必要な情報を取得できるしくみが必要である。
- ・ 必ず伝えるべき情報については、母子手帳交付時や保健師の訪問時など個別に的確に伝えてほしい。

■ 男性の子育てと働き方改革、母親の就労支援について

- ・ 子育ての負担が母親に集中している。父親が子育てに関われるよう、長時間労働の是正や男性が育児休業取得できる環境づくりなど、働き方改革が必要。
- ・ 妊娠・出産に関する女性の負担の大きさや男性の子育てへの関わりについて、企業や男性が理解し意識を変えるための啓発の強化と、企業の取組の情報共有化が必要。
- ・ 結婚や出産を機に退職・休職した女性の再就職支援や起業支援、職場復帰に向けた教室・セミナー等の開催の取組を充実してほしい。



■ 教育・保育、子育て支援事業について

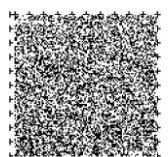
- ・必要な時に保育所に入所できるようにしてほしい。また、障害のある子どもを預けることができるよう、加配の対応など保育所や幼稚園の受入体制を充実してほしい。
- ・子どもの預かりや室内で遊べる場、イベントが中心部に偏っており、利用しづらい。施設や事業の地域バランスの見直しや保育ボランティアの充実などをしてほしい。
- ・大雨や台風などの保育所や幼稚園、学校の急な休みのときの対策をしてほしい。

■ 子育てや教育に関わる人材育成、きめ細かな支援について

- ・教育・保育施設や学校、子育て支援施設などで子どもや子育て支援に関わる人の、障害児や発達に支援を要する子どもについての適切な理解と対応が必要。関わる人一人ひとりの意識と対応力向上に向けた教育や研修の取組が必要である。
- ・障害児や発達障害に対する理解について、市民への周知・広報の充実が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを増やしてほしい。
- ・エンゼル応援隊の日数や利用方法などの改善や、外出時の支援など、多胎育児の支援を充実してほしい。
- ・就学後の療育支援の充実及び放課後等デイサービスの利用日時等の拡大が必要である。

■ その他、経済的支援や子育て環境について

- ・中学生までの医療費の無料化、任意の予防接種費用の負担軽減、多胎児妊婦の健診費用や多胎育児に関する費用負担への支援など、経済的負担軽減にさらに取り組んでほしい。
- ・市中心部の子育て支援施設では、専用駐車場の台数が少ない、あるいはないところもある。子連れでは車利用が多いため使いづらい状況があり、無料駐車場の確保あるいは、駐車料金の軽減をしてほしい。
- ・子どもが遊べる公園はたくさんあるが、遊びの内容が制限されていたり、遊具がないあるいは古い、トイレが不衛生など管理が行き届いていないところがある。安全に安心して利用できるように、地域や企業などとも連携して整備してほしい。
- ・子どもが中学、高校になると支援が少なく感じる。支援を要する子どもについては、進学や就職などの相談や自立に向けたサポート体制を充実してほしい。



3 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。平成元年（1989年）の第44回国連総会において採択され、平成2年（1990年）に発効しました。日本は平成6年（1994年）に批准しました。

「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。

- 命を守られ成長できること

- 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

- 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

- 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく次の4つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

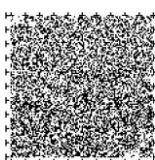
医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

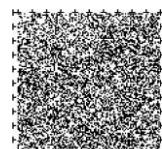
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



4 計画策定の経緯等 //

(1) 計画策定の経緯

	期 日	内 容
平成 30 年度	平成 31 年 2 月 4 日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） ・くるめ子どもの笑顔プランの平成 29 年度実績について ・子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について ・特定教育・保育施設の利用定員について
	2 月 21 日 ～3 月 7 日	ニーズ調査（子育てに関するアンケート調査）
平成 31 年度 (令和 元年 度)	令和元年 6 月 25 日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） ・くるめ子どもの笑顔プランの平成 30 年度実績・プランの総括について ・久留米市子育てに関するアンケート調査結果について ・次期くるめ子どもの笑顔プラン策定方針について
	8 月～10 月	グループインタビューの実施
	令和元年 10 月 4 日	久留米市子ども・子育て会議（第2回） ・次期くるめ子どもの笑顔プラン策定について ・グループインタビューの実施について
	令和元年 12 月 20 日	久留米市子ども・子育て会議（第3回） ・第2期くるめ子どもの笑顔プラン素案について
	令和元年 12 月 25 日 ～令和 2 年 1 月 24 日	第2期くるめ子どもの笑顔プランに対する意見募集（パブリックコメント）の実施
	令和 2 年 2 月 18 日	久留米市子ども・子育て会議（第4回） ・パブリック・コメントの実施結果について ・第2期くるめ子どもの笑顔プラン最終案について



(2) 久留米市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

久留米市条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、久留米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号の事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議する。

- 2 子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

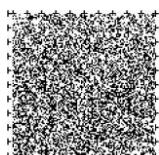
第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。



3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(会議)

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、委員又は部会の申し出により、必要があると認めるときは、職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

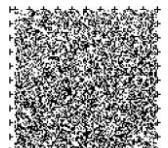
第10条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

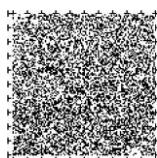
附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。



(3) 久留米市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属・役職等	氏名	備考
保護者	おかあさん業界新聞ちっご版編集長	池田 彩	
	子育てグループ K S C 代表	古賀 亜由美	
	子育てグループ パパラフ 代表	宮里 武行	
事業主代表	久留米商工会議所女性会 副会長	西野 恵子	
労働者代表	日本労働組合連合会福岡県連合会 北筑後地域協議会 副議長	國武 卓史	
子ども・子育て 支援事業従事者 (幼児教育施設関係)	久留米市認定こども園連絡協議会 会長	早川 成	
	久留米市私立幼稚園協会 会長	藤田 喜一郎	
子ども・子育て 支援事業従事者 (保育施設関係)	保育所型認定こども園江上保育園 副園長	関 俊英	
	一般社団法人久留米市保育協会 理事長	足立 善一郎	
子ども・子育て 支援事業従事者 (その他)	特定非営利活動法人「子育て支援ボランティアくるるんるん」 副理事長	井上 祥子	
	特定非営利活動法人「ル・バトー」 理事	村井 麻木	
	久留米市学童保育所連合会 事務局長	豊福 正二	
	久留米市民生委員児童委員協議会 金丸地区主任児童委員	松尾 初江	
	久留米男女共同参画推進ネットワーク 「えがりて久留米」 事務局長	吉岡 マサヨ	
学識経験者	久留米信愛短期大学 幼児教育学科長	椎山 克己	会長
	久留米大学 人間健康学部 教授	中山 由里	副会長



(4) 久留米市子ども・子育て会議 答申

令和2年3月9日

久留米市長 大久保 勉様

久留米市子ども・子育て会議
会長 椎山 克己

久留米市子ども・子育て支援会議における審議について（答申）

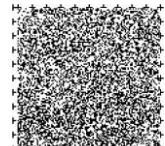
このことについて、本会議は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、先に諮問を受けた「第2期久留米市子ども・子育て支援事業計画について」に対し、同法の基本指針における目指すべき社会の実現を念頭に置き、基本的な考え方や具体的な施策等について、全4回にわたり議論を積み重ねてきました。

議論の結果、当会議において「第2期くるめ子どもの笑顔プラン案」を取りまとめましたので、下記のとおり意見を添えて答申します。

久留米市におかれましては、本答申を踏まえて、計画の目指す姿である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、より一層、積極的に取り組まれますよう期待しております。

記

- 1 社会全体で子どもと子育てを支援していくため、保護者や子どもたちを取り巻く状況を把握しながら、久留米市の子育て支援を担っている豊富な社会的資源と協調・連携し、様々な事業の展開を図ること。
- 2 障害児や外国人、多胎育児の支援の充実、企業と連携した両立支援の取組、身近に相談できる場所の確保など多様なニーズに対応できるような体制づくりに努めること。
- 3 待機児童の解消、子育て支援の充実を図るための保育士、幼稚園教諭、支援者等の人材の確保・資質の向上に努めること。
- 4 計画の推進にあたっては、計画に記載されている施策について確実に実現できるよう、実効性のある取組を進めること。また、進捗状況については本会議に報告を行い、必要に応じて施策の見直し等行うこと。



第2期くるめ子どもの笑顔プラン

令和2年3月

発行 久留米市 子ども未来部 子ども政策課
〒830-8520 久留米市城南町 15-3
(電話) 0942-30-9227

